

# 富士吉田市農業委員会 令和7年9月定例総会議事録

1 招集期日 令和7年9月29日（月）

2 招集場所 本庁舎3階 大会議室

3 出席委員（13名）

会長 佐藤 万吉（第3番）

第1番	藤井 與三郎	第2番	小俣 創	第4番	小俣 俊子
第5番	小野 利壹	第7番	遠山 まさの	第8番	渡邊 孝治
第9番	宮下 師貴	第10番	権正 常夫	第11番	羽田 善行
第12番	勝俣 道明	第13番	志村 金三	第14番	滝口 倉一

また、出席した農地利用最適化推進委員は5名であり次のとおりである。

遠山 克二、眞田 眞喜雄、羽田 隆、梶原 久、滝口 等

4 欠席委員

第6番 渡邊 和英

5 議事日程

第一 議事録署名委員の指名について

第二 会期の決定について

第三 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第四 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

第五 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

第六 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

第七 議案第5号 農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について

6 職務および説明のため出席した職員

農業委員会事務局

事務局長 加賀美優

事務局次長 井出奈津子

会計年度任用職員 網倉郷美

7 開議 午後2時00分

○ 議長（会長）

本日は、大変ご苦労様です。

ただいまから、富士吉田市農業委員会9月定例総会を開会いたします。開会にあたり報告いたします。農業委員14名の内、出席委員は13名であり、渡邊和英委員より欠席の連絡を受けております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数の委員が出席しておりますので、会議が成立する旨、報告いたします。また、同法第29条により、各地区推進委員にも出席を求めておりますが、加々美和也委員より欠席の連絡を受けておりますので、あわせて報告します。

○ 議長（会長）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより議事に入ります。日程第一、「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。富士吉田市農業委員会会議規則第44条の規定により、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議がありませんので、議事録署名委員には、

第2番 小俣 創 委員、第4番 小俣 俊子 委員を指名いたします。

○ 議長（会長）

次に、日程第二、「会期の決定について」を議題といたします。会期は本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

○ 議長（会長）

それでは、ここで各申請事案の審査のため、暫時休憩いたします。休憩中、各地区委員会で申請事案の審査をお願いいたします。

（午後2時3分休憩）

（午後2時5分再開）

○ 議長（会長）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、お手元に配布いたしました議案について、ご審議願います。

なお、審議にあたっては各地区担当委員会順に議案の審議を進めて参りますので、委員各位にはご了承をお願いいたします。

○ 議長（会長）

日程第三、議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。第3委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優君）

【議案第1号 第3委員会の1件の朗読後】

第3委員会の受理番号3の9号につきましては、譲受人が営農を拡大するための権利移動の申請であります。譲受人の資格については、別紙の調査票に基づき説明いたします。

（調査表に基づき、内容の説明をした。）

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第3委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第3委員会委員長（渡邊 孝治君）

第3委員会から報告いたします。9月22日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号3の9号の申請地は新倉山浅間神社の北西約100mに位置しております。申請地では、季節の野菜を栽培するそうです。以上により、この権利移動については、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第3委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第3委員会の1件について採決いたします。第3委員会の1件については、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

次に、第4委員会の2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優君）

【議案第1号 第4委員会の2件の朗読後】

第4委員会の受理番号3の10号、及び11号につきましては、譲受人が営農を拡大するための権利移動の申請であります。譲受人の資格については、別紙の調査票に基づき説明いたします。

（調査表に基づき、内容の説明をした。）

以上の内容から、農地法第3条の許可要件に該当するため、譲受人としての要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第4委員会から、現地調査の結果並びに

補足説明をお願いします。

○ 第4委員会委員長（権正 常夫 君）

第4委員会から報告いたします。9月22日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号3の10号、及び11号の申請地は大明見浅間神社の東約320mに位置しております。申請地では梅を栽培するそうです。以上により、この権利移動については、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第4委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第4委員会の2件について採決いたします。第4委員会の2件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号の農地法第3条許可申請の3件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第四、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。第1委員会の1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第2号 第1委員会の1件の朗読後】

第1委員会の受理番号4の21号につきましては、申請人が住宅用敷地として利用している追認案件です。用途地域内の第3種農地で、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（小俣 俊子 君）

第1委員会から報告いたします。9月22日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号4の21号の申請地は、都留信用組合富士吉田南支店の北約58mに位置しております。始末書によりますと、申請地は、平成12年から住宅用敷地として利用しているそうです。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、

質疑がありましたらご発言願います。

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の1件について採決いたします。第1委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号の農地法第4条許可申請の1件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第五、議案第3号、「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。第1委員会の4件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優君）

【議案第3号 第1委員会の4件の朗読後】

第1委員会の受理番号5の50号につきましては、譲渡人が申請地を貸駐車場として利用している追認案件です。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。受理番号5の52号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、社員寮建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。こちらにつきましては、総面積が1,316m<sup>2</sup>ありますので、県の諮問案件となります。

受理番号5の55号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、宅地分譲用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

受理番号5の56号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、住宅建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。

ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（小俣 俊子君）

第1委員会から報告いたします。9月22日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の50号の申請地は、ガスト富士吉田店の北西約88mに位置しております。始末書によりますと、平成4年以前から譲渡人が住宅として利用し、平成17年以降は貸駐車場として利用していたそうです。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号5の52号の申請地は、業務スーパー富士吉田店の南東約180mに位置しており、社員寮建築用地とするそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号5の55号の申請地は、都留信用組合富士吉田南店の南西約80mに位置しており、宅地分譲用地とするそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号5の56号の申請地は、ガリバー富士吉田店の東約30mに位置しており、住宅建築用地とするそうです。必要書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の4件について採決いたします。第1委員会の4件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に第2委員会の2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

なお、日程第六、議案第4号の「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」は、受理番号5の49号の申請により、許可後の事業計画に変更を生ずるものであるため、こちらで一緒にご審議いただきます。

○ 事務局長（加賀美 優君）

【議案第3号 第2委員会の2件の朗読後】

第2委員会の受理番号5の49号につきましては、令和5年3月の定例総会において5条申請が提出され許可済みですが、この度計画の一部に変更を生じたため、改めて申請が提出されたものです。ここで13ページの議案第4号をご覧ください。

【議案第4号 第2委員会の1件の朗読後】

この度の申請により、転用事業者の変更、及び建築物の形態に変更が生ずるもの、転用目的等は許可時と相違なく、許可相当と考えます。

受理番号5の59号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、資材置場とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第2委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第2委員会委員（小野 利壹君）

第2委員会から報告いたします。9月22日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の49号の申請地は、市営富士見町団地の北東約115mに位置しており、宿泊施設建築用地とするそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。

受理番号5の59号の申請地は、富士見町会館の南東約105mに位置しており、資材置場とするそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。ご審議をお願い

いたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第2委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第2委員会の5条許可申請の2件、及び事業計画変更申請の1件について採決いたします。第2委員会の3件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

次に第3委員会の2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優君）

【議案第3号 第3委員会の2件の朗読後】

第3委員会の受理番号5の47号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、住宅建築用地とするものです。用途指定地域外の第2種農地ですが、住宅などが連担しているエリアであり、許可相当と考えます。

受理番号5の57号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、宿泊施設建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第3委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第3委員会委員長（渡邊 孝治君）

第3委員会から報告いたします。9月22日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の47号の申請地は、元雇用促進住宅の北西約400mに位置しており、住宅建築用地とするそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。

受理番号5の57号の申請地は、老人福祉センターの東約40mに位置しており、宿泊施設建築用地とするそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第3委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 委員

受理番号 5 の 47 号について、個人の住宅ですか。

○ 事務局

一般の個人住宅です。

○ 委員

2種と 3種で分かれるのですか。

○ 事務局

両方とも第 2種農地となります。受理番号 5 の 57 号が第 3種農地となります。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第 3 委員会の 2 件について採決いたします。第 3 委員会の 2 件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

次に第 4 委員会の 1 件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優 君）

【議案第 3 号 第 4 委員会の 1 件の朗読後】

第 4 委員会の受理番号 5 の 58 号につきましては、譲受人が申請地を譲り受け、資材置場及び会社事務所兼社員寮建築用地とするものです。用途指定地域外の第 2種農地ですが、住宅などが連担しているエリアであり、許可相当と考えます。こちらにつきましては、総面積が 1,776 m<sup>2</sup> ありますので、県の諮問案件となります。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第 4 委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第 4 委員会委員長（権正 常夫 君）

第 4 委員会から報告いたします。9月 22 日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号 5 の 58 号の申請地は、大明見浅間神社の東約 300m に位置しており、資材置場及び会社事務所兼社員寮建築用地とするそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第 4 委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第4委員会の1件について採決いたします。第4委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

次に第5委員会の3件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優君）

【議案第3号 第5委員会の3件の朗読後】

第5委員会の受理番号5の48号につきましては、譲受人が申請地を住宅敷地として利用している追認案件です。用途地域内の第3種農地で、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。

受理番号5の51号につきましては、借受人が申請地を住宅敷地として利用している追認案件です。用途地域内の第3種農地で、違法状態を解消するものであり、許可相当と考えます。

受理番号5の54号につきましては、借受人が申請地を借り受け、住宅建築用地とするものです。用途地域内の第3種農地であり、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第5委員会から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第5委員会委員長（勝俣 道明君）

第5委員会から報告いたします。9月22日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の48号の申請地は、向原浅間神社の西約180mに位置しております。始末書によりますと、昭和40年頃から機織り工場兼住宅として利用しているそうです。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号5の51号の申請地は、明光輪業の南西約150mに位置しております。始末書によりますと、平成13年から住宅敷地として利用しているそうです。始末書等、必要書類も添付されており、許可相当と考えます。

受理番号5の54号の申請地は、明見小学校の北西約170mに位置しており、住宅建築用地とするそうです。必要書類もそろっており、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第5委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第5委員会の3件について採決いたします。第5委員会の3件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号の農地法第5条許可申請の12件及び議案第4号の事業計画変更申請の1件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第七、議案第5号、「農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第11項に規定する農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長（加賀美 優君）

本件につきまして、農業委員会は「農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第11項」の規定により山梨県農業公社に対し、農用地利用集積等促進計画を定めよう要請できることとなつております。

今回の案件は、1件です。筆数累計は3筆、面積合計は2,213m<sup>2</sup>です。新規に利用する案件となります。詳細につきましては、資料をご覧いただきたいと思います。

本件、借受人は「全部効率利用要件、並びに農業関係法令の遵守状況」を満たしており、農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構に要請することの承認について、適当であると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

それでは、第6委員会から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第6委員会推進委員（滝口 等君）

番号1について、第6委員会から報告いたします。9月22日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。番号1の農地は、元ヤマイチスイミングクラブの北東約228mに位置しており、水稻の栽培を行う予定です。

こちらは、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に適当であると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの事務局説明、第6委員会の推進委員からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、採決いたします。議案第5号について、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり証明することに決定いたしました。

以上で、令和7年9月定例総会に付された案件の審議は、全て終了いたしました。その他で、委員各位から何かありましたらご発言願います。

○ 議長（会長）

事務局から報告・連絡事項等がありましたら発言願います。

○ 議長（会長）

委員各位には長時間にわたりご審議等をいただき、ありがとうございました。これをもって、富士吉田市農業委員会9月定例総会を閉会いたします。本日は、大変ご苦労様でした。

閉会 午後3時17分

上記のとおり、正確なることを証するため、ここに署名する。

令和7年9月29日

富士吉田市農業委員会

会長（議長） 佐藤 万吉

委 員 小俣 創

委 員 小俣 俊子